

定期購入サービス利用規約

第1条(本規約の目的)

渋谷農園・定期購入サービス会員および利用規約(以下、本規約)は、第4条で定義する渋谷農園(以下、農園)のお客様(以下、会員)が、農園が提供する定期購入サービス(以下、本サービス)およびお試し野菜セットを利用する際の規約について規定します。

第2条(適用範囲)

1. 本規約は、本サービスおよびお試し野菜セットを利用するすべての会員に対して適用されます。
2. 本規約とは別に、本サービスおよびお試し野菜セットに関して、農園が必要であると判断した場合に提示する諸規定は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。本規約と諸規定等の内容が異なる場合には、各諸規定が優先して適用されるものとします。
3. 会員は、本サービスおよびお試し野菜セットを申し込みした時点で、本規約および諸規定に同意したものとみなします。

第3条(本規約の変更)

1. 本規約の内容は、農園の判断により、会員の承諾なく農園の任意の理由にて、適宜変更できるものとします。
2. 本規約を変更するときは、事前にその内容および変更の発効日を、農園が発行する媒体、農園のウェブサイト、その他の方法でお知らせすることにより、会員に通知します。
3. 本会員は、規約変更を理由として、規約変更の日から30日以内に農園に申し入れることにより、退会をすることができます。本規約変更を理由とする退会の場合、農園は、本サービスの期の途中であっても年会費の返還に応じます。返還額は、年会費の効力のある残り月数により、農園が定めるものとします。
4. 規約変更の日から30日以内に、規約変更を理由として退会の申し入れを行わなかった場合、本会員は変更後の本規約のすべての記載事項について同意したものとみなします。

第4条(会員)

1. 会員とは、本規約に同意の上、農園の指定する所定の手続きにより本サービスおよびお試し野菜セットの利用を申し込み、農園が承認したお客様を総称していいます。
2. 会員は、本会員とお試し会員とで構成されるものとします。

3. 本会員とは、本規約を承諾し、農園の指定する所定の手続きにより本サービスの利用申し込みをおこない、農園が承認した方をいいます。
4. お試し会員とは、本規約を承諾し、本サービスの利用を申し込む前に、農園の指定する所定の手続きにより、お試し野菜セットをお申込みの方で、農園が承認した方をいいます。

第5条(本サービスおよびお試し野菜セットが提供する商品)

1. 本サービスおよびお試し野菜セットが提供する商品は、季節の野菜と果物の詰め合わせセットとなります。詰め合わせる野菜と果物の品目数によって、Sサイズ、Mサイズ、Lサイズの3種類をご用意しています。
2. 各サイズにおける季節の野菜と果物の詰め合わせ内容は、品質、収穫量、天候等を考慮して、その都度、農園が品目、品目数および内容量を決定するものとします。
3. 農園のウェブサイトに表示されている各サイズの表示金額は、1セットあたりの料金例となります。実際には季節ごとの詰め合わせ内容(野菜と果物の品種、栽培方法、数量および単価等)により、原則、各サイズの表示金額の範囲内で前後します。
4. 会員は、本サービスあるいはお試し野菜セットの料金の他に、消費税および別に定める配送料金ならびに梱包料金を負担するものとします。ただし、農園が個別に配送料金の負担を明示した場合には、この限りではありません。配送料金および梱包料金の詳細については、農園のウェブサイトで紹介しておりますので、ご参照下さい。
5. 本サービスの利用頻度は、毎週もしくは隔週(2週間に一度)のいずれかより選択できるものとします。
6. 会員が本サービスおよびお試し野菜セットを利用する際には、追加注文が可能です。本サービスおよびお試し野菜セットに詰め合わせる野菜と果物の品目と品目数および内容量は農園が決定しますが、会員は希望する野菜や果物を1袋単位で追加注文することができます。
7. 会員は、やむを得ない事情があり、農園がそれを承諾した場合に限り、季節の野菜と果物詰め合わせセットの内容について、品目の除外指定をすることができます。ただし、年間を通して、3品目までとします。

第6条(本会員申し込み)

1. 本サービスの本会員の申し込みを希望される方(以下、本会員希望者)は、本規約に同意の上、農園の指定する所定の手続きにより申し込みをするものとします。本会員希望者は、農園所定の方法により決められた配送日から、お届け希望日を選ぶことができます。ただし、希望するお届け日が定員一杯の場合には、農園と相談の上、お届け日を決めることとします。
2. 本会員希望者の申し込みに対し、農園がこれを承認した時点で、本会員希望者と農園との間に、両者が取り決めた配送頻度により継続的に商品を送り、その代金を支払う、本規約に基づく本サービスの利用契約が成立したものとします。農園は、本会員希望者に対し、申込み受付完了の連絡をすることにより、承認したものとします。

3. 本会員希望者は、利用契約の成立により本サービスを利用する本会員の地位および権利を取得するものとします。
4. 本会員の資格は、契約した本会員本人のみ利用できるものとします。
5. 本会員は、申し込み時に必要となる農園所定の個人情報または注文情報を申告する際、いかなる虚偽の申告も行わないものとします。

第7条（お試し会員申し込み）

1. お試し野菜セットを希望される方（以下、お試し希望者）は、本規約に同意の上、農園の指定する所定の手続きにより申し込みをするものとします。お試し希望者は、農園所定の方法により決められた配送日から、お届け希望日を選ぶことができます。ただし、希望するお届け日が入会一杯の場合には、農園と相談の上、お届け日を決めることとします。
2. お試し希望者は、本サービスの本会員のお申し込みする前に、2回までお試し野菜セットを注文することができます。お試しセットの注文は、1回目および2回目ともに、その都度ごと個別に注文の申し込みをするものとします。
3. お試し野菜セットを注文後、農園が承認した時点で、お試し希望者と農園との間で、本規約に基づくお試し野菜セット利用契約が成立するものとします。農園は、お試し希望者に対し、申込み受付完了の連絡をすることにより、承認したものとします。
4. お試し希望者は、利用契約の成立によりお試し野菜セットを利用するお試し会員の地位および権利を取得するものとします。
5. お試し会員の資格は、契約したお試し会員本人のみ利用できるものとします。
6. 本会員を希望するお試し会員は、その旨ご連絡頂いた上で、農園の指定する所定の手続きにより本サービスの申し込みをするものとします。
7. お試し会員は、申し込み時に必要となる農園所定の個人情報または注文情報を申告する際、いかなる虚偽の申告も行わないものとします。

第8条（個人情報の保護）

1. 農園は、本サービスおよびお試し野菜セットの利用に際して、会員が農園に届け出た個人情報について、別途農園が定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 会員は、個人情報の取得、利用、および提供に関して、本規約に基づく本サービスおよびお試し野菜セットの利用契約が成立した時点で、別途農園が定める「プライバシーポリシー」の内容に同意したものとします。

第9条（入会金と年会費）

1. 農園は、本サービスの利用契約の成立時に、本サービスの入会金と年会費を、本会員より請求し、本会員はそれを支払うものとします。利用契約の成立時とは、農園の指定する所定の手続きが完了した日時を指します。
2. 入会金と年会費の詳細については、農園のウェブサイトで紹介しておりますので、ご参照下さい。
3. 本会員の資格は、入会の月日を問わず、毎年1月1日から12月31日までとします。ただし、新たに本会員となった年については、利用契約成立時から12月31日までとなります。
4. 会員は、12月30日18:00までに退会の申し出がなければ、利用契約を自動的に継続更新したものとみなされます。その際、農園は、1月以降最初の本サービス配送時に年会費を請求するものとします。
5. 支払われた年会費は、第3条で定められた事由による退会以外は、期間途中であっても返還はされません。

第10条（会員申し込みの不承認）

1. 農園は、本規約第6条および第7条による本会員およびお試し会員の申し込みに対し、申し込み希望者が以下の各号に定める事由の何れかに該当する場合、申し込みを承認しないことがあります。
 - 1) 親権者の同意を得ていない未成年者の場合。
 - 2) 日本国外に居住する場合、または配送先を日本国外に指定する場合。
 - 3) 合理的な理由なく返品または受け取り拒否を繰り返したことがある場合。
 - 4) 過去に本規約および農園の諸規定に違反したことがある場合。
 - 5) 過去に農園への支払い代金を滞納したことがある場合。
 - 6) 会員申し込みの際に農園へ届け出た個人情報または注文情報に、虚偽または誤入力があった場合。
 - 7) 農園および他の会員に対し、迷惑または不利益および損害を与える等、会員として不適切な行為を行うおそれがあると判断された場合。
 - 8) 過去に破産、民事再生またはこれに類する手続きを自ら申立て、または申し立てられた場合、その他、資産差押え、仮差押え、強制執行、税金滞納処分またはこれに類する処分を受けたことがある場合。
 - 9) その他、農園が不適切と判断した場合。
2. 農園は、申し込みを承認しなかったことについて一切の責任を負わず、また、申し込み不承認の理由を説明する義務を負わないものとします。

第 11 条（届出事項の変更）

1. 会員は、本規約第 6 条および第 7 条の手続きにより届け出た個人情報または注文情報に変更が生じた場合は、農園に速やかに届け出るものとします。
2. 農園からの通知は、農園所定の方法によりあらかじめ届け出られた届出事項に基づく連絡先に発信することにより、会員に通常到達すべきときに到達したとみなされるものとします。
3. 前項の個人情報または注文情報の変更を届け出ていなかったことにより、会員に生じる不利益および損害について農園はその一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（変更・キャンセル）

1. 会員は、本規約に基づく本サービスおよびお試し野菜セット利用契約の契約成立後、農園の定める一定の変更またはキャンセル期限の経過前までは、本サービスおよびお試し野菜セットが提供する商品購入の変更またはキャンセルをすることができ、会員に当該商品の代金支払い義務は生じません。ただし、変更またはキャンセル締切日時後に変更またはキャンセルの申し出があった場合はこの限りではありません。
2. 変更およびキャンセルを希望する会員は、以下の各号の定める農園所定の手続きにより、農園へ申し出るものとします。
 - 1) 農園関係者が配送する場合、変更またはキャンセル締切日時は、農園所定の方法によって決められた会員の本サービスならびにお試し野菜セット配送日より原則として 2 日前の 22:00 とします。上記の変更締切日時までに、農園に対し電話もしくはメールにより、変更またはキャンセル内容を申し出るものとします。
 - 2) 運送会社が配送する場合、変更またはキャンセル締切日時は、農園所定の方法によって決められた会員の本サービスならびにお試し野菜セット配送日より原則として 3 日前の 22:00 とします。上記の変更締切日時までに、農園に対し電話もしくはメールにより、変更またはキャンセル内容を申し出るものとします。
3. 締切日時後に変更またはキャンセルを行った場合、農園は当該商品およびそれに掛かる諸費用を全額請求できるものとします。
4. 本サービスの利用契約成立時に本会員が申請した利用頻度に対し、複数月にわたり、その期間内に半数以上の回数でキャンセルを行うことは、原則としてできないものとします。ただし、以下の各号に定めるいずれかに該当する場合は除きます。
 - 1) 利用頻度変更の申請をした場合。
 - 2) 本規約 20 条に定める休会制度の適用を受けた場合。
 - 3) やむを得ない事情があり、本会員はその旨を農園に申請し、農園がそれを承諾した場合

第 13 条（お届け先、お届け日時、季節の野菜詰め合わせセットのサイズ、利用頻度の変更）

1. 会員は、農園の指定する所定の手続きにより申し出ない限り、本サービスおよびお試し野菜セットのお届け先を変更することはできないものとします。
2. 会員は、農園の指定する所定の手続きにより、農園所定の方法により決められた配送日の変更をすることができます。お届け日を変更する場合には、農園の指定する所定の手続きにより申し出ない限り、本サービスおよびお試し野菜セットのお届け日は変更できないものとします。ただし、希望するお届け日が定員一杯の場合には、農園と相談の上、お届け日を決めることとします。
3. 会員は、農園の指定する所定の手続きにより申し出ない限り、本サービスおよびお試し野菜セットが提供する季節の野菜詰め合わせセットのサイズを変更することはできないものとします。
4. 会員は、農園の指定する所定の手続きにより申し出ない限り、本サービスおよびお試し野菜セットの利用頻度を変更することはできないものとします。
5. 各種変更を希望する会員は、以下の各号の定める農園所定の手続きにより、農園へ申し出るものとします。
 - 1) 農園関係者が配送する場合、変更締切日時は、農園所定の方法によって決められた会員の本サービスならびにお試し野菜セット配送日より原則として 2 日前の 22:00 とします。上記の変更締切日時までに、農園に対し電話もしくはメールにより、変更内容および変更開始を希望する日時を申し出るものとします。
 - 2) 運送会社が配送する場合、変更締切日時は、農園所定の方法によって決められた会員の本サービスならびにお試し野菜セット配送日より原則として 3 日前の 22:00 とします。上記の変更締切日時までに、農園に対し電話もしくはメールにより、変更内容および変更開始を希望する日時を申し出るものとします。

第 14 条（農園都合によるお届け日の変更、キャンセル）

1. 農園は、本サービスならびにお試し野菜セットの配送日について、会員へ事前に通知および承諾を受けることで、農園所定の方法によって決められた本会員の本サービス配送日、ならびに、お試し会員のお試し野菜セット配送日を変更することができるものとします。
2. 農園都合とは、端境期等に起因する商品の品目数の減少、年末年始等の休日、冠婚葬祭、農業技術研修への参加、システムおよび機器の保守点検・メンテナンス・更新、その他やむを得ない事由を指すものとします。
3. 農園は、以下の各号の定める農園所定の手続きにより、すみやかに会員へ通知します。
 - 1) 農園関係者が配送する場合、農園所定の方法によって決められた会員の本サービスならびにお試し野菜セット配送日より 1 日前の 21:00 までに、農園は会員へ事前に通知するものとします。
 - 2) 運送会社が配送する場合、農園所定の方法によって決められた会員の本サービスならびにお試し野菜セット配送日より 2 日前の 21:00 までに、農園は会員へ事前に通知するものとします。

4. 農園都合によりお届け日を変更する場合、会員と農園とが協議の上、配送日の変更日時を検討するものとします。
5. お試し会員が既にお試し野菜セットの利用代金を支払っている場合には、お試し会員と農園とが協議して配達日時を再検討するか、または、農園所定の方法により農園が定める時期に銀行振込等にて返金するものとします。ただし、返金には利息は付されません。

第15条（返品、商品代金等の返金）

1. 商品の性質上、返品または交換は原則としてできないものとします。ただし、以下の各号に定めるいずれかに該当する場合は除きます。
 - 1) 商品に瑕疵(傷み、腐り等)がある場合。
 - 2) 配送途中の事故などで商品の変形、破損、汚損が生じた場合。(ただし、梱包用段ボールの変形、破損、汚損にとどまり、商品自体にそれらの問題が発生していない場合は含まれません。)
 - 3) 農園または運送会社の過失による配送の遅延または漏れにより、配送指定日に商品を受け取れなかった場合。
 - 4) 災害等、農園または配送会社の過失以外の事由で生じた配送の遅延により、商品の受け渡し当初のお届け予定日の翌々日以降になった場合。
 - 5) 農園の過失により、お申込み内容あるいは納品書の記載内容と異なる商品が届いた場合。(注文した商品が会員の主観的意図ないし期待と相違する商品であった場合は含まれません。)
2. 返品または交換の申し出は、会員宅に、商品到着後、1日以内に事前にご連絡頂いた場合に限り受け付けるものとします。なお、農園が返品または交換を認めた場合、農園は会員に対し、次回のお届け時に代わりの品を届けるか、または次回お届け分の納品書・請求書にて返金、あるいは農園所定の方法により農園が定める時期に銀行振込にて返金するものとします。ただし、返金には利息は付されません。
3. 当該商品の返送を、農園は会員に依頼することができ、依頼された会員は速やかに当該商品を返送するものとします。返品に係る配送料金については農園が負担するものとします。また、当該商品を返送せずに破棄することを、農園は会員に依頼することができ、依頼された会員は速やかに当該商品を破棄するものとします。
4. 農園の過失により、納品書に記載された内容の商品が同封されていない場合には、農園は会員に対し、次回のお届け時に代わりの品を届けるか、次回お届け時もしくは郵送により当該お届け分の修正した納品書・請求書を再度お届けするものとします。
5. 会員は、以下の各号の定めるいずれかに該当する場合には、返品または交換はお受けできないものとします。会員は予めそのことを承諾するものとします。
 - 1) 商品受領後1日以上経過した場合。
 - 2) 農園が定める保管方法により適切に保管せず、それに帰する事由により、傷み、腐りが発生した場合。

3) 会員側の責めに帰すべき事由により、破損した場合。

4) 会員側で既にご使用された場合。

6. 会員の都合や会員側の責めに帰すべき事由により、配送日に会員が商品を受領できず、後日受領した場合、本条第1項第1号に定める事由に該当するものについては、当初のお届け予定日から1日以内の期日に関して返品を受けるものとします。当初のお届け予定日から、1日以上経過した場合は、交換または返品できないものとします。
7. 6月～9月の夏季、および、12月～2月の冬季の期間において、会員の都合や会員側の責めに帰すべき事由による運送会社での保管に起因する商品の傷みや腐り等の品質の劣化については、農園は一切の責任を負わないものとします。
8. 会員の都合により配送指定日を含め3日以内に宅配便を受け取れない場合、商品の品質劣化による事故を避けるため、自動的に商品を破棄します。その場合、代替品の配送、代金の返金には応じられません。

第16条（商品のお届け方法）

1. 商品のお届け先は、日本国内の住所に限るものとします。ただし、国内においても品質保持の観点からお届けできない地域があります。
2. 農園の商品は、以下の各号の定めるいずれかの方法によってお届けするものとします。
 - 1) 農園の指定した区域内については、農園自らの責任において、会員宅へお届けします。その場合、会員宅へお届けする日時は、会員が登録または指定した住所に対し、農園所定の方法により決められています。
 - 2) それ以外の地域については、農園と契約を締結した運送会社の責任において、会員宅へ配送します。その場合、会員は、火曜日・木曜日・土曜日からお届け希望日を選ぶことができます。お届け時間帯は、運送会社の定める時間帯指定の中から選ぶことができます。その他、配送にかかる事項は、運送会社が定める約款に準じます。
3. 商品は、前項各号の定める配送方法をもって、農園所定の方法によって決められた本会員のサービス配送日、ならびに、お試し会員のお試し野菜セット配送日に会員宅へお届けします。北海道または九州などの一部の地域は、実際のお届け日をご指定いただいた配送日の翌日となる場合があります。
4. 農園は、以下の各号のいずれかに該当する事由に帰する配送の遅延または配送の漏れ、及びそれらから生ずる不利益および損害について一切の責任を負わないものとします。
 - 1) 配送および発送業務に携わる農園関係者の健康に問題が生じた場合、および、不慮の事故等に帰する場合。
 - 2) 運送会社による配送中に発生した不慮の事故等に帰する場合。
 - 3) 会員による個人情報もしくは注文情報の記入漏れ等の不備、もしくは、誤記入等がある場合。
 - 4) 会員に起因する事由により、農園での通常の受注業務処理ができない場合。

5) 交通渋滞による場合、および、交通事故等に帰する道路閉鎖による場合。

6) 配送業者の過誤、錯誤等に帰する業務上の事由による場合。

7) 台風、洪水、冠雪、地震等の自然災害、その他予期できない天候変化に帰する事由による場合。

8) その他やむを得ない事由による場合。

5. 前項各号のいずれかに該当する事由に帰する配送の遅延または配送の漏れによる再配達については、会員と農園とが協議の上、再配達の日時を検討するものとします。

6. 本条第4項1項に該当する場合で、かつ、お試し会員が既にお試し野菜セットのご利用代金を農園宛にお支払頂いている場合には、お試し会員と農園とが協議して配達日時を再検討するか、農園所定の方法により農園が定める時期に銀行振込にて返金するものとします。ただし、返金には利息は付されません。

7. 商品の引渡しは、会員が登録または指定した住所に商品を配送したことをもって完了したものとします。農園は、これをもって商品の配送に関する一切の責任を免れるものとします。

第17条（お支払い方法）

1. 本サービスのご利用代金は、毎月末日を締切日とし、原則、後払いとします。本会員は、農園の指定する所定の支払い方法および期限までに支払うものとし、農園が支払い方法および期限を別途定める場合を除き、その方法と期限は次の各号に定める手続きによるものとします。

1) 郵便振替へ振込。締切日翌月25日までを期限に振り込むものとします。

2) ジャパンネット銀行へ振込。締切日翌月25日までを期限に振り込むものとします。

3) ゆうちょ銀行口座からの口座振替。支払日は締切日翌月の20日とします。（金融機関が休日の場合には翌営業日）。なお、口座振替を利用する場合、別途、利用申込手続きが必要となります。

4) 現金支払い。（農園の指定した区域内において、農園自らの責任において会員宅へお届けする方で、農園がこれを承諾した場合に限ります。）

2. お試しお野菜セットのご利用代金は、原則、前払いとします。お試し会員は、農園の指定する所定の支払い方法および期限までに支払うものとし、農園が支払い方法および期限を別途定める場合を除き、その方法と期限は次の各号に定める手続きによるものとします。

1) 郵便振替へ振込。農園関係者が配送する場合、配送予定日の2日前の18:00までに、農園側で入金確認がとれるようにすることとします。運送会社が配送する場合、配送予定日の3日前の18:00までに、農園側で入金確認がとれるようにすることとします。

2) ジャパンネット銀行へ振込。農園関係者が配送する場合、配送予定日の2日前の18:00までに、農園側で入金確認がとれるようにすることとします。運送会社が配送する場合、配送予定日の3日前の18:00までに、農園側で入金確認がとれるようにすることとします。

3) 配送日の当日の現金支払い。（農園の指定した区域内において、農園自らの責任において会員宅へお届けする方で、農園がこれを承諾した場合に限ります。）

第18条（遅延損害金）

ご利用代金等の滞納が発生した場合には、ご利用代金の他に、本来の支払い期日の翌日を起算日として年14%の遅延損害金および支払いの督促にかかる諸費用を加算してお支払いいただく場合があります。

第19条（転売の禁止）

本サービスあるいはお試し野菜セットより提供される商品は、農園が書面等で同意する場合を除き、営業目的等による転売ができないこととします。

第20条（著作権）

1. 農園ウェブサイト記載されているあらゆるデータ、デザイン、画像、文字等のコンテンツの著作権は、農園または原作者等正当な著作者に帰属します。また、農園より配布される農園が制作した配布物に表示されるすべてのコンテンツに関する著作権は、農園に帰属します。したがって、これらの全部または一部のコンテンツを、権利者の許諾なく、著作権、商標権、その他知的財産権に規定された範囲を超えて使用する行為は禁止されています。
2. 会員が前項の規定に違反したことにより、農園または第三者に損害を与えた場合には、会員は農園または第三者に対して、その損害賠償の責任を負うものとします。

第21条（本サービスおよびお試し野菜セットの一時停止）

1. 農園は以下の各号の定めるいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知および承諾を受けることなく、本サービスおよびお試し野菜セットの全部または一部を一時停止することができるものとします。
 - 1) 配送および発送業務に携わる農園関係者の健康に問題が生じた場合、および、不慮の事故等に帰する場合。
 - 2) システム障害が発生した場合。
 - 3) 機器障害が発生した場合。
 - 4) 通信障害が発生した場合。
 - 5) 停電の発生によりサービスの提供ができない場合。
 - 6) 火災によりサービスの提供ができない場合。
 - 7) 台風、風水害、雷害、地震等の天災地変によりサービスの提供ができない場合。

- 8) 戦争、テロリズム、暴動、騒動等によりサービスの提供ができない場合。
 - 9) 第三者の妨害行為によりサービスの提供ができない場合。
 - 10) その他、不測の事態により、農園がサービスの一時停止を必要と判断した場合。
2. 前項各号に定める事由より本サービスおよびお試し野菜セットの全部または一部が一時停止されたことにより生じた会員の不利益および損害について、農園は一切の責任を負わないものとします。
 3. お試し会員が既にお試し野菜セットの利用代金を支払っている場合には、お試し会員と農園とが協議して配達日時を再検討するか、または、農園所定の方法により農園が定める時期に銀行振込等にて返金するものとします。ただし、返金には利息は付されません。

第 22 条（本会員の休会制度）

1. 本会員は、休会制度の利用を希望する旨の申し出をすることにより、本サービスを一時休止することができます。休会制度は、本サービスを継続する意思がありながら、やむを得ない事情により、2ヶ月または4回以上にわたり休止する場合に適用が可能となります。
2. 本会員が休会制度を受けるには、農園の指定する所定の手続きをもって申請しなければなりません。本会員の休会制度の利用申請に対して、農園がそれを承諾した場合に、本会員は休会制度を利用することができます。
3. 休会制度を希望する本会員は、次回お届け予定日の3日前の18:00までに、電話またはメールにて、休会制度の適用希望の申請を農園に対し行なうものとします。締め切り期日を過ぎたお届け日からの休会は、いかなる場合もできないものとします。
4. 休会制度の適用によって、本会員として有する全ての権利は、本サービスの再開まで失われます。ただし、既に発生したご利用代金等の債務は、休会制度の適用により免れたり遅滞しうるものではありません。
5. 休会制度は、本会員がその適用を受けた年の12月31日までの期間となります。本会員が再開申請をする場合、その適用を受けた年の12月30日18:00までに農園に対し、1月からの再開申請をすることとします。本会員から農園に対して再開申請がなされない場合、自動的に退会となるものとします。
6. 休会から再開する場合、本会員は、農園に対し、電話もしくはメールにて再開の意思を表明するものとします。本サービスの再開は、再開の意思を表明した日から3日後以降のお届け日からとなります。ただし、再開を希望するお届け日が定員一杯の場合には、農園と相談の上、お届け日を決めることとします。
7. 休会から再開する場合、本会員は、入会金および当該年の年会費をあらかじめ支払う必要はありません。

第 23 条（本会員の退会）

1. 本会員は、本サービスを退会することができます。退会する場合は、農園の指定する所定の手続きを行わなければならないものとします。
2. 次回のお届け予定日の3日前の18:00までに、電話またはメールにて、本会員は退会の連絡を農園に対するものとします。締め切り期日を過ぎたお届け日からの退会は、いかなる場合もできないものとします。
3. 退会によって、本サービスの利用を含め、本会員として有する全ての地位および権利は失われます。ただし、既に発生したご利用代金等の債務は、退会により免れたり遅滞しうるものではありません。
4. 新たに本サービスの本会員の申し込みを希望される場合、新たに入会金、年会費を支払うものとします。

第 24 条（本サービスおよびお試し野菜セットの変更または廃止）

1. 農園は、経営上その他の判断に基づき、本サービスおよびお試し野菜セットの提供を会員の了解を得ることなく変更または廃止することがあります。事前に変更内容もしくは廃止の旨を、農園が発行する媒体、農園のウェブサイト、その他の方法でお知らせすることにより、かかる変更または廃止に伴って会員に不利益や損害が生じた場合でも、農園は一切の責任を負わないものとします。
2. お試し会員が既にお試し野菜セットの利用代金を支払っている場合には、お試し会員と農園とが協議して配達日時を再検討するか、または、農園所定の方法により農園が定める時期に銀行振込等にて返金するものとします。ただし、返金には利息は付されません。

第 25 条（免責事項）

1. 本サービスならびにお試し野菜セットにより提供される野菜および果物について、その栽培方法の性質上、天候や栽培時のさまざまな事情により、虫等が付着していることがあります。細心の注意を持って収穫、検品、調整、袋詰め等の発送準備をしておりますが、発送準備の過程で発見できずお届けされたお野菜と果物につきましては、大変恐縮ですが、ご理解ご了承下さいますようお願い致します。
2. 農園は、本サービスならびにお試し野菜セットの内容、および、会員が本サービスならびにお試し野菜セットおよび農園ウェブサイトを通じて得る情報等について、農園はすべての情報を慎重に作成し、また管理しますが、その完全性、正確性、有用性、最新性、適切性、確実性等のいかなる保証もするものではありません。当該情報に起因して会員および第三者に損害が発生したとしても、農園は責任を負わないものとします。
3. 農園は、予告なしに、農園ウェブサイト掲載されている情報の全部または一部を変更する場合があります。

4. 農園は、会員が農園から購入した商品について、第 15 条 1 項に定めるいずれかに該当する事由により会員に損害が生じた場合、または農園の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合に限り、実際に生じた直接の損害について、商品の販売代金等を上限としてその損害を賠償するものとします。
5. 農園は、農園ウェブサイトを含め、使用している情報機器のセキュリティ管理に細心の注意を払っていますが、農園ウェブサイト、農園から送信された電子メールが、ウイルスまたはその他の有害な要素に感染していないことを保証するものではありません。このことに起因して会員に生じたいかなる種類の損害に対しても、農園は責任を負うものではありません。
6. 農園は、農園ウェブサイトの利用に起因または関連して会員が被った損害について、その責任を負わないものとします。ただし、農園に故意または過失がある場合を除きます。
7. 農園は、農園従事者へのリンク先を除き、会員ならびに提携企業、およびその他の第三者が管理するリンク先での会員の被った損害について、その責任を負わないものとします。
8. 農園は、会員による本サービスならびにお試し野菜セットおよび農園ウェブサイトの利用に起因または関連して会員が他の会員または第三者に及ぼした損害、および第三者による農園ウェブサイトの利用に起因または関連して第三者が会員に及ぼした損害(悪意を持った第三者が何らかの方法で個人情報を収集し、そのことによって、会員が損害を被った場合を含む)、ならびに会員と他の会員または第三者との間の紛争について、その責任を負わないものとします。
9. 農園は、本規約および諸規定に明示的に定める場合を除き、農園の責任に帰すべからざる事由から発生した損害、農園の予見の有無に係わらず特別の事情から生じた損害、および他の会員および第三者からの損害賠償請求に基づく会員の損害については、その責任を負いません。
10. 本条は、会員に対する農園の責任の全てを規定したものであり、農園は、いかなる場合でも、会員の逸失利益、間接損害、特別損害、弁護士費用その他の本条に規定のない損害を賠償しないものとします。

第 26 条 (会員資格の一時停止および取り消し)

1. 会員が本サービスならびにお試し野菜セット、および農園のウェブサイト等の利用において、本規約の他の条項で禁止されている行為のほか、以下の各号のいずれかに該当する場合、または以下の各号のいずれかに該当する行為を第三者を通じて行なったと合理的に判断される場合について、農園は会員への何らの事前の通知および承諾を受けることなく、農園は農園の判断による日時から本サービスおよびお試し野菜セットの一時利用停止または会員資格の取り消しをすることができるものとします。この場合、既に注文を受け付けた場合についても、会員への通知および承諾を受けることなく、注文の取り消しができるものとします。また、本サービスおよびお試し野菜セットの利用停止または会員資格の取り消しを行ったことにより生じた会員に不利益および損害について、農園は一切の責任を負わないものとします。

- 1) 本規約、およびその他農園の定める各諸規定に違反した場合、またはその恐れがあると合理的に判断される場合。
- 2) 農園指定の期日までに、ご利用代金のお支払いをいただけない場合。
- 3) ご利用代金のお支払いを不正に免れようとした場合。
- 4) 虚偽の内容に基づいて会員の申し込みをした場合。
- 5) 変更を届け出た個人情報について虚偽の申告をした場合。
- 6) 会員が実在しない場合、または、その恐れがあると合理的に判断される場合。
- 7) 農園が会員と相当期間連絡がとれない場合。
- 8) 休会制度を利用することなく、長期にわたる本サービスの利用休止等により、本会員のサービス利用の意思がないものと農園が判断した場合。
- 9) 休会制度を適用中の本会員が、その適用を受けた年の 12 月 30 日 18:00 までに再開申請を農園にしなかった場合。
- 10) 合理的な理由なく返品または受け取り拒否を繰り返した場合。
- 11) 農園の同意なく、本サービスならびにお試し野菜セットにより提供される商品の転売および営業目的に利用した場合。
- 12) 破産手続きまたは民事再生手続きを自ら申し立て、または申し立てられた場合、その他資産差押え・仮差押え、強制執行、税金滞納処分またはこれに類する処分を受けた場合。
- 13) 本サービスならびにお試し野菜セット、および農園のウェブサイト等を不正の目的をもって利用する、またはおそれのある場合。
- 14) 本サービスならびにお試し野菜セット、および農園のウェブサイト等によって提供された情報を不正に使用した場合。
- 15) 農園または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、あるいは侵害するおそれのある場合。
- 16) 農園または第三者の財産、プライバシー、名誉または肖像権を侵害する行為、あるいは侵害するおそれのある場合。
- 17) 真偽を問わず、農園ならびに会員、提携企業およびその他の第三者を差別、脅迫、誹謗中傷し、またはその信用もしくは名誉を毀損する行為をした場合。
- 18) 農園ならびに会員、提携企業およびその他の第三者に不利益または損害を与える行為、あるいは与える恐れがあると農園が判断した場合。
- 19) 第三者になりすまして本サービスならびにお試し野菜セット、および農園のウェブサイト等を利用する行為をした場合。

- 20) コンピュータ・ウイルス等の有害なコンピュータ・プログラム等を送信もしくは頒布する行為、または推奨する行為をした場合。
- 21) 農園ならびに会員、提携企業およびその他の第三者のサイト等で利用し得る情報を改ざん、消去する行為をした場合。
- 22) 農園ならびに会員、提携企業およびその他の第三者の設備を不正に利用し、またはその運営に支障を与える行為をした場合。
- 23) 農園の理念や趣旨に反する活動、その他会員として不適切な行為等を行った場合。
- 24) 本サービスならびにお試し野菜セット、および農園のウェブサイトの運営を妨げる行為をした場合。
- 25) その他、法令、条例等違反または公序良俗に反する行為をした場合。
- 26) 犯罪行為、および犯罪的行為を助長すること、またはその実行を暗示する行為をした場合。
- 27) その他、農園の判断により、会員として不適格と判断された場合。

2. 前項の各号の定めるところにおいて、会員資格を取り消された方は、資格取り消しの日までに発生した商品代金、その他、本サービスあるいはお試し野菜セットのご利用に関連して農園に対して支払うべき全ての利用代金等を、直ちに、全額一括して、農園に支払うものとします。
3. お試し会員が既にお試し野菜セットの利用代金を支払っている場合には、農園所定の方法により農園が定める時期に銀行振込にて返金するものとします。ただし、返金には利息は付されません。

第 27 条（損害賠償請求）

会員が前条 1 項各号に定めるいずれかの行為を行ったことにより、農園が何らかの損害を被った場合（対応業務に従事した者に係る人件費、その他の費用に相当する金額を含む）には、農園は当該会員に対し、農園に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

第 28 条（合意管轄裁判所）

本規約または本サービスおよびお試し野菜セットの利用に関して、会員と農園との間に紛争が生じた場合は、さいたま地方裁判所川越支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条（協議解決）

本規約に定めない事項に関しては、当事者間が協議の上、相互に協力、理解して、問題解決を図るものとします。

第 30 条（準拠法）

会員と農園との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国の法律が適用されます。

附則

1. 本規約は平成 28 年 1 月 1 日より施行いたします。